



# 建築物の解体等工事を 受注した皆さまへ

大気汚染防止法では、解体等工事(解体・改造・又は補修工事)の受注者(元請業者)は、「事前調査の実施」、「発注者への書面による調査結果の説明」、「工事現場における事前調査結果の掲示」を行う義務があります。

## 「事前調査」とは？

解体等工事を行おうとする建築物や工作物に、**飛散性の石綿(アスベスト)**である**特定建築材料(吹付け石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材)**が使用されているか把握する調査です。



チーバくん

## 「事前調査結果の掲示」の注意点は？

工事の期間中、現場において、だれにでも見やすいよう掲示する必要があります。

なお、**調査の結果が「石綿なし」であっても、必ず掲示を  
しなくてはなりません！**



掲示例：<https://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/prevention/documents/20140601kaisei-keiji.pdf>

## もし、特定建築材料が使用されていたときは？

解体等工事の発注者は、「特定粉じん排出等作業実施届出書」の提出が必要になります(受注者ではありません！)。

届出の提出・相談の窓口については、裏面を御確認ください。

### 参考情報

千葉県ホームページ

<https://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/prevention/20140601kaisei.html>

環境省ホームページ

[https://www.env.go.jp/air/asbestos/litter\\_ctrl/pamph\\_demolish.pdf](https://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/pamph_demolish.pdf)



## 特定粉じん排出等作業実施届出書の提出先・担当窓口について

解体等工事の現場がある市町村		担当の窓口	所在地	電話番号
千葉市		千葉市環境規制課	千葉市中央区千葉港1-1	043(245)5189
船橋市		船橋市環境保全課	船橋市湊町2-10-25	047(436)2452
柏市		柏市環境政策課	柏市柏5-10-1	04(7167)1695
市川市	工場	葛南地域振興事務所	船橋市本町1-3-1 フェイス7階	047(424)8092
	工場以外	市川市生活環境保全課	市川市南2-9-12 (市川南仮設庁舎)	047(712)6311
松戸市	工場	東葛飾地域振興事務所	松戸市小根本7	047(361)4048
	工場以外	松戸市環境保全課	松戸市根本387-5	047(366)7337
市原市	工場	千葉県大気保全課	千葉市中央区市場町1-1	043(223)3804
	工場以外	市原市環境管理課	市原市国分寺台中央1-1-1	0436(23)9867
習志野市 八千代市 浦安市		葛南地域振興事務所	船橋市本町1-3-1 フェイス7階	047(424)8092
野田市 流山市 我孫子市 鎌ヶ谷市		東葛飾地域振興事務所	松戸市小根本7	047(361)4048
成田市 佐倉市 四街道市 八街市 印西市 白井市 富里市 酒々井町 栄町		印旛地域振興事務所	佐倉市鎚木仲田町8-1	043(483)1447
香取市 神崎町 多古町 東庄町		香取地域振興事務所	香取市佐原イ92-11	0478(54)7505
銚子市 旭市 匝瑳市		海匝地域振興事務所	旭市二1997-1	0479(64)2825
東金市 山武市 大網白里市 九十九里町 芝山町 横芝光町		山武地域振興事務所	東金市東新宿1-11	0475(55)3862
茂原市 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町		長生地域振興事務所	茂原市茂原1102-1	0475(26)6731
勝浦市 御宿町 いすみ市 大多喜町		夷隅地域振興事務所	夷隅郡大多喜町猿稻14	0470(82)2451
館山市 鴨川市 南房総市 鋸南町		安房地域振興事務所	館山市北条402-1	0470(22)8711
木更津市 君津市 富津市 袖ヶ浦市		君津地域振興事務所	木更津市貝淵3-13-34	0438(23)2285